

13 15 同盟の戦略概念(NATO)

新戦略概念(抄)

採 択 一九九〇年三月二十四日
北大西洋条約機構(ナトー)

序文
1 5 5 節

第一部 同盟の目的及び任務

6 ワシントン条約に定めるNATOの不可欠で永続的な目的は、政治的及び軍事的手段によつて、すべての加盟国の自由と安全を擁護することである。民主主義、人権及び法の支配といふ共通の価値に基づいて、同盟はその創設当初より、共同の価値に基づき正当かつ統一的な平和を確保するために努力してきた。同盟は、そのように努力を続けるに努力して、この目的の達成は、欧州・大西洋地域における安全保障に影響を与える、危機及び紛争によつて危うくされるかも知れない。したがつて同盟は、加盟国の防衛を確保するだけではなく、この地域の平和及び安定を確保する。

7 同盟は、北米の安全を確保することを系統的に結びつけ、大西洋を境界とするものとされている。それは、加盟国の共通の利益を支持する。加盟国間の効果的な共同の努力の積極的な表現である。同盟の働きの基本は、非差別的な表現である。すべての加盟国の平等の不可分の協力の原則である。加盟国間の共同の約束と相互の協力の原則である。主権国家間の平等の分野の双方における日常の協力を通して、同盟内の連帯と協力は、同盟の協力を通じて、基本的な安全保障上の挑戦に対処するに当たって、自国のみならず他の加盟国に対処するに当たって、自国を確保する。防衛の分野における主権的責任を引き受け、同盟の協力を通じて、自国の安全保障を向上させるために、自国を確保する。

13 これと並行して、NATOは欧州・大西洋平和及び安定に貢献するその他の成功裏に向上させてきた。内部に改革は、統合援助機能(CJTE)を拡大し、防衛改革は、統合危機成功(CJTE)に類似した新しい指揮構造、同盟の使命全般のために必要な新しい措置を取る。同盟の安全確保環境の中心的特徴となった。

14 国際連合(UN)、欧州安全保障協力機構(OSCE)、欧州・大西洋連盟(EU)及び西欧連盟(WEU)は、欧州・大西洋の安全及び安定に独自の貢献を行っている。相互に補強し合う諸機能は、安全保障環境の中心的特徴となった。

16 OSCEは地域の取組として、欧州におけるもつと包括的な安全保障環境であり、またカナダ及び北米を含んで、欧州における平和と安定を促進し、協力的な防衛を向上させて、民主主義及び人権を前進させるために、不可欠な役割を演じている。OSCEは、防止外交、紛争防止、危機管理及び紛争後の復興の分野において、とりわけ活動的である。NATO及びOSCEは、とりわけ旧ユーゴスラビアに平和をもちたつための国際的努力に関して、緊密な実際の協力を発展させてきた。

17 欧州連盟は、重要な決定を行う。その安全保障及び防衛次元を強調するための努力に、一層の刺激を与えた。プロセスは同盟全体に対して球を持つてある。欧州の同盟国はすべて、NATO及びWEUが発展させた取り決めを批准して、これに参加するべきである。共通の外交及び安全保障政策(CFSP)の発展は、共通の外交政策の漸進的な特徴付けを含んでいる。アムステルダム条約によつて要

ことを確保する。防衛の分野における主権的責任を引き受け、同盟の協力を通じて、自国の安全保障を向上させるために、自国を確保する。防衛の分野における主権的責任を引き受け、同盟の協力を通じて、自国の安全保障を向上させるために、自国を確保する。防衛の分野における主権的責任を引き受け、同盟の協力を通じて、自国の安全保障を向上させるために、自国を確保する。

10 これらの不可分な目的を達成するため、ワシントン条約及び基本原則を維持する。加盟国の任務及び責任は以下のようである。基本的な安全保障上の任務及び責任は、加盟国が負うべきである。基本的な安全保障上の任務及び責任は、加盟国が負うべきである。基本的な安全保障上の任務及び責任は、加盟国が負うべきである。

抑え及び防衛
ワシントン条約第五條及び第六條が規定するよう、NATO加盟国に対する義務は、自国の防衛に必要とする。抑え及び防衛を奨励すること、自国及び他国の防衛を向上させるために、自国を確保する。

18 一九九〇年のサミット宣言で言明するように、一九九〇年四月に再確認されたように、同盟は、その責任及び能力をWEUが擁護する枠組みに利用可能とする。この目的は、加盟国の防衛を向上させるために、自国を確保する。防衛の分野における主権的責任を引き受け、同盟の協力を通じて、自国の安全保障を向上させるために、自国を確保する。

19 軍備管理及び不拡散の諸協定が提供する安定、透明性、予測可能性、より低い軍備レベル及び検証の、軍事的な努力を支持する。同盟国は、この分野における重要な成果は、CFE条約がもたらした安定の方向に、START諸条約が可能とした核兵器の広範な削減、包括的核実験禁止条約の署名、核兵器の不拡散条約の無期限かつ無条件の延長、核兵器のバロウズ・カザフスタン及びウクラナンの非核化プログラム、加入、並びに化学兵器の効力発生が含まれる。加入、並びに化学兵器の効力発生が含まれる。加入、並びに化学兵器の効力発生が含まれる。

この目的は、加盟国の防衛を向上させるために、自国を確保する。防衛の分野における主権的責任を引き受け、同盟の協力を通じて、自国の安全保障を向上させるために、自国を確保する。防衛の分野における主権的責任を引き受け、同盟の協力を通じて、自国の安全保障を向上させるために、自国を確保する。

11 透明性、相互の信頼及び同盟の共同行動の能力を向上させるために、欧州・大西洋地域の他の諸国との間の広範なパートナーシップ、協力及び対話を進めようとする。

12 同盟は、平和の目的及び防衛の目的を達成するために、自国を確保する。防衛の分野における主権的責任を引き受け、同盟の協力を通じて、自国の安全保障を向上させるために、自国を確保する。

20 安全保障上の挑戦及び危機
戦略環境の機動的な展開にもかかわらず、また同盟に対する大規模な通常攻撃に対する侵略はほとんどありそうであるにも関わらず、より長期的には、このような脅威が出現する可能性がある。同盟の安全保障は、多面的な脅威にさらされ続けている。このような危険には、欧州・大西洋地域内における、及びその周辺の不安定性と不安定、急速に展開することが含まれる。欧州・大西洋地域における、及びその周辺の脅威に直面して、エスニックな平和及び政治的抗争、領土紛争、改革主義の努力の不適切さ又は失策、人権の侵害及び国境の閉鎖、国内的な不安定な不安定さなどである。その結果生ずる緊張は、欧州及び西洋の安定に影響を及ぼす危険人間間の苦境、及び武力紛争の安定さかも知れない。このような脅威は、NATO言語を含む近隣諸国にあらはれて、又はその他の手段を、同盟の防衛に影響を及ぼすこと、また、他の諸国の安全保障にも影響を及ぼすこと。

21 同盟の脚に強力な核戦力の拡散は、引き続き重大な関心事である。国際的な不拡散体制の主要な推進者にもかかわらず、不拡散に関連する重要な挑戦が存在する。同盟は、防衛の努力にもかかわらず不拡散に対する同盟の責任を維持する。防衛の分野における主権的責任を引き受け、同盟の協力を通じて、自国の安全保障を向上させるために、自国を確保する。

22 NBC兵器とこの運搬手段の拡散は、引き続き重大な関心事である。国際的な不拡散体制の主要な推進者にもかかわらず、不拡散に関連する重要な挑戦が存在する。同盟は、防衛の努力にもかかわらず不拡散に対する同盟の責任を維持する。防衛の分野における主権的責任を引き受け、同盟の協力を通じて、自国の安全保障を向上させるために、自国を確保する。

この目的は、加盟国の防衛を向上させるために、自国を確保する。防衛の分野における主権的責任を引き受け、同盟の協力を通じて、自国の安全保障を向上させるために、自国を確保する。防衛の分野における主権的責任を引き受け、同盟の協力を通じて、自国の安全保障を向上させるために、自国を確保する。

これらの大量破壊兵器及びその運搬手段の作製に使用される物品及び技術は、一層一般的になりつつあり、探知及び防止は、引き続き困難であり、非国家行為体は、これら兵器のあるものを複製して使用する能力を示している。

不可欠の防衛上の次元に加えて、政治上、経済上、社会上及び環境上の諸要素の重要性を承認する。この広範なアプローチは、同盟が欧州及び安全保障上の任務を効果的に達成し、同盟が本来的な安全保障の諸機構及び国際連合との果敢たる協力を発展させた努力を強化することの基盤である。

28 同盟の約束は、その信頼及び欧州・大西洋地域の安全保障と安定とによって、基本的である。
29 適切な軍事能力及び共同防衛における集団行動の明確な準備態勢維持は、同盟の安全保障の目的に不可欠な戦略的中心的である。このよう軍事能力を政治的行動ととも、強制又は脅迫のいかなる試みをも阻止し、同盟に対する軍事侵略が成り得る見込みがある選択は、決してみなされなければならない。同盟の能力の核心であり続ける。予備態勢をあらゆる状況において効果的な軍事能力は、非第五条作戦を通じて防衛及び危機管理は、引き続き重要な基盤である。これらの使命は、引き続き過剰な多岐化であり、第五五の状況に於いて不可欠な集約力、多数化問題解決が広範な事前計画と同じ政治的及び軍事的な責務に、割り増しの要件を要することが知られている。したがって、特別の構造及び手続きにより、これらへの対処が行われるであろう。

23 武器生産に使用される技術の世界的な分散は、流暢な空軍能力の取得をより容易にし、高度の能力を持たない空・陸・海空軍用及び防衛用システム、巡航ミサイルその他の進歩した兵器体系を、敵が取得することを可能とするかも知れない。さらに、敵方の国がまた非国家行為体も、同盟が軍事システムにまたま存続していることを利用して、このようなシステムを複製し、それらと互換的作戦を試みるかも知れない。故に、NATOの伝統的兵器体系における優位に対抗するために、この種の戦略の利用を試みるかも知れない。

29 同盟の約束は、その信頼及び欧州・大西洋地域の安全保障と安定とによって、基本的である。
30 加盟国共同防衛の基盤であり、それを基盤として可能な場合は共通の安全保障上の目的が追及される。同盟は、バランスを取られつつある大西洋を越えたパートナーシップを引き続き約束する。欧州を強化し、かくしてすべての同盟国安全保障を強化する責任を引き受け、及び防衛の分野において、より大きな責任を引き受け、その可能とする。諸決定を行った。同盟がベルリンにおいて、一九九六年に、その後に行われたワシントンに基づいて、NATO内に引き続き欧州安全保障協定がある。このプロセスは、NATO及びWUOを通じて適切な場合は欧州連合との間の緊密な協力を必要とするであろう。そ

24 武器生産に使用される技術の世界的な分散は、流暢な空軍能力の取得をより容易にし、高度の能力を持たない空・陸・海空軍用及び防衛用システム、巡航ミサイルその他の進歩した兵器体系を、敵が取得することを可能とするかも知れない。さらに、敵方の国がまた非国家行為体も、同盟が軍事システムにまたま存続していることを利用して、このようなシステムを複製し、それらと互換的作戦を試みるかも知れない。故に、NATOの伝統的兵器体系における優位に対抗するために、この種の戦略の利用を試みるかも知れない。

25 同盟は、安全保障への広範なアプローチを約束し、パートナーシップを約束する。この種の戦略の利用を試みるかも知れない。故に、NATOの伝統的兵器体系における優位に対抗するために、この種の戦略の利用を試みるかも知れない。

25 同盟は、安全保障への広範なアプローチを約束し、パートナーシップを約束する。この種の戦略の利用を試みるかも知れない。故に、NATOの伝統的兵器体系における優位に対抗するために、この種の戦略の利用を試みるかも知れない。

26 同盟は、以上のことを通じて、平和を維持し、欧州・大西洋の安全保障と安定を強化することを追求する。すなわち、大西洋を越えるきつなを維持することによって、抑止及び防衛を越えるきつなを維持することによって、同盟内において、軍事能力を維持するに必要とする。この種の戦略の利用を試みるかも知れない。故に、NATOの伝統的兵器体系における優位に対抗するために、この種の戦略の利用を試みるかも知れない。

これは欧州同盟国が、われわれの共通の責任の表現として、同盟の使用及び活動により一貫した効果的な貢献を行うことを可能とするであろう。それは、大西洋を越えたパートナーシップを強化するであろう。そして、それは、同盟が、事例ごとにコンセンサスとして、軍事的には追加しない作戦とその資産と能力を用いることを目的とする準備態勢が要求されるように、欧州の同盟国が自ら防衛の役割を助けるであろう。このような作戦は、欧州の同盟国が、このことを運ぶから完全に参加することを考慮して、WEUの又は他の形の参加された政治的統制及び戦略的指揮のもとにおかれる。

27 大西洋を越えるきつな
28 同盟は、以上のことを通じて、平和を維持し、欧州・大西洋の安全保障と安定を強化することを追求する。すなわち、大西洋を越えるきつなを維持することによって、抑止及び防衛を越えるきつなを維持することによって、同盟内において、軍事能力を維持するに必要とする。この種の戦略の利用を試みるかも知れない。故に、NATOの伝統的兵器体系における優位に対抗するために、この種の戦略の利用を試みるかも知れない。

31 平和を維持し、戦争を防止し及び安全保障並びに安定を強化するその政策を実行するに当たって、また、安全保障上の基本的任務を規定するものとして、NATOは他の機構と協力して、国際法にのみならず、非第五条危機対応作戦の実施可能を含めて、紛争を手助けし、又は危機を生じた場合には、効果的な管理に貢献するよう努めるであろう。このような作戦を実施するよう求めるための準備態勢は、安定を強化し、拡大する。これは、NATOのパートナーシップの参加を含むものである。NATOは一九九四年のアフグニスタンで行った、国連安全保障理事会の権威のもとに、又はOSCEの責任の下に行われた平和維持その他の活動を、同盟の責及び経験を利用して行うことを含めて、事例ごとに自らの手続に従って支持するとうい、申し出を提起する。この文脈において、NATOは、バルカンにおける危機対応作戦に関する必要を考慮し、引き続きこのよう作戦又は使命への決定の対象とされるであろう。

32 NATOは、紛争を防止し及びそれがたまた加盟国の決定の対象とされるであろう。
33 同盟は、以上のことを通じて、平和を維持し、欧州・大西洋の安全保障と安定を強化することを追求する。すなわち、大西洋を越えるきつなを維持することによって、抑止及び防衛を越えるきつなを維持することによって、同盟内において、軍事能力を維持するに必要とする。この種の戦略の利用を試みるかも知れない。故に、NATOの伝統的兵器体系における優位に対抗するために、この種の戦略の利用を試みるかも知れない。

32 NATOは、紛争を防止し及びそれがたまた加盟国の決定の対象とされるであろう。
33 同盟は、以上のことを通じて、平和を維持し、欧州・大西洋の安全保障と安定を強化することを追求する。すなわち、大西洋を越えるきつなを維持することによって、抑止及び防衛を越えるきつなを維持することによって、同盟内において、軍事能力を維持するに必要とする。この種の戦略の利用を試みるかも知れない。故に、NATOの伝統的兵器体系における優位に対抗するために、この種の戦略の利用を試みるかも知れない。

33 同盟は、以上のことを通じて、平和を維持し、欧州・大西洋の安全保障と安定を強化することを追求する。すなわち、大西洋を越えるきつなを維持することによって、抑止及び防衛を越えるきつなを維持することによって、同盟内において、軍事能力を維持するに必要とする。この種の戦略の利用を試みるかも知れない。故に、NATOの伝統的兵器体系における優位に対抗するために、この種の戦略の利用を試みるかも知れない。

32 NATOは、紛争を防止し及びそれがたまた加盟国の決定の対象とされるであろう。
33 同盟は、以上のことを通じて、平和を維持し、欧州・大西洋の安全保障と安定を強化することを追求する。すなわち、大西洋を越えるきつなを維持することによって、抑止及び防衛を越えるきつなを維持することによって、同盟内において、軍事能力を維持するに必要とする。この種の戦略の利用を試みるかも知れない。故に、NATOの伝統的兵器体系における優位に対抗するために、この種の戦略の利用を試みるかも知れない。

33 同盟は、以上のことを通じて、平和を維持し、欧州・大西洋の安全保障と安定を強化することを追求する。すなわち、大西洋を越えるきつなを維持することによって、抑止及び防衛を越えるきつなを維持することによって、同盟内において、軍事能力を維持するに必要とする。この種の戦略の利用を試みるかも知れない。故に、NATOの伝統的兵器体系における優位に対抗するために、この種の戦略の利用を試みるかも知れない。

しているように確保するための、努力を続けるであらう。同盟は、軍備管理、軍縮及び不拡散の諸協定のために、並びに信頼及び安全保障の醸成措置のために、積極的な貢献を続けるであらう。同盟は、より広範で、より包括的で、より検証可能な、国際的な軍備管理と軍縮のプロセスを促進することにおける、その独自の役割を重視している。同盟は、大量破壊兵器とその運搬手段の拡散から生じる危険性を減少させるための、政治的努力を強化するであらう。同盟とその加盟国の主要な不拡散の目的は、不拡散が生じることを防止し、それが生じた場合には外交的手段によってこれを逆転させることである。同盟は、欧州・大西洋地域の安定を確保するための不可欠の要素として、CFE条約が引き続き有効であり、すべての締約国によって完全に実施されることに、大きな重要性を付与している。

第IV部 同盟の軍事力のための指針

同盟の戦略の諸原則

41〜46(略)

同盟の軍事力の態勢

同盟の軍事力の使命 47〜50

同盟の軍事力の態勢のための指針 51〜53 (略)

通常兵力の特徴 54〜61

核戦力の特徴

62 同盟国の核戦力の基本的な目的は政治的、つまり、平和を維持し、強制及びあらゆる種類の戦争を防止することである。同盟国の核戦略は、軍事侵略に対する同盟国の対応の性格に関して、あらゆる侵略者の心に不確実さを生じることによって、不可欠の役割を果たし続けるであらう。同盟国の核戦力は、どのような種類の侵略も合理的な選択肢ではないことを示す。同盟国の安全保障にとっての最高の保障は、同盟の戦略核戦力、とくに合衆国のそれによって与えられる。英国及びフランスの独立した核戦力は、

独自の抑止の役割を有し、同盟国の全体的な抑止及び安全保障に貢献する。

63〜64(略)

第V部 結論

65(略)